

平成29年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成29年9月11日(月)

議事日程(第3号)

平成29年9月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	加瀬智明	総務部長
綿引誠二	政策企画部長	西野千里	市民生活部長
滑川裕	保健福祉部長	武藤範幸	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	真中剛	建設部長
根本康弘	会計管理者	江尻伸彦	上下水道部長
江幡正紀	消防長	生天目忍	教育次長
金子充	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	鴨志田智宏	議事係長
------	------	-------	------

午前10時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

9月8日に引き続き、通告順に発言を許します。

8番平山晶邦議員の発言を許します。8番平山晶邦議員。

[8番 平山晶邦議員 登壇]

○8番(平山晶邦議員) おはようございます。平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本市は、子育て支援を大きな柱として取り組んでいます。その効果は徐々に出てきていると考えます。7月の人口動態を見ますとマイナス10人でありました。社会動態は、転入98人、転出59人、8月も転入82人、転出が80人と、転出より転入が上回っています。近年の中で月ごとの減少は少なくなっているように思います。子育て上手常陸太田効果が上がっていれば、うれしい限りです。

私は、子育て支援の要素は、短期的な事業や施策も重要であります。地域力の向上も大切な要素だと考えています。そのような中で、私は今まで小中学校の教育環境の整備を議会の場で取り上げてまいりました。ここに持ってまいりましたが、市も28年3月に常陸太田市学校施設検討協議会から常陸太田市における学校施設のあり方について意見書が出て、28年7月に常陸太田市学校施設整備計画を作成し、現在推進しているところです。施設の統廃合等を含め、校舎の新築や大規模改修、トイレの大規模改修に取り組んでいます。教育環境の整備を図り、教育力アップを図ることは、地域力向上に大きく寄与するものと考えます。

私たちが学校の環境整備は、意見書や整備計画書において今後どのような方向性を持って市が進めていくのかを理解することができます。市民の皆さんも理解が進むのではないかと思います。しかし、今回質問をする就学前の保育教育環境の整備については、学校施設整備計画の中で一部幼稚園の統廃合計画が示されておりますが、今後の方向性が私たちに見えるようには示されておられません。市民の方から私に、小学校や中学校は耐震化の工事やトイレ改修を進めていますが、木崎保育園など保育環境について議員はご存じですかとの質問を受けました。そこで、木崎、宮

ノ脇保育園を視察いたしました。

木崎保育園は昭和45年に建築した保育園で、9月1日現在の在園児79人です。宮ノ脇保育園は昭和47年に建築し、在園児62人、東日本大震災による被害を受け、平成23年に一部改修した保育園であります。基本的には40年以上が経過した保育環境です。建物は古いのですが、先生方の努力のたまものでしょうか、すごくきれいにしていました。しかし、先生方のマンパワーだけでは最近の太田さくら保育園のような保育環境と比較すると難しいのではないかと思います。

そこで第一の質問として、民間を含めて市内に16ある幼稚園、保育園や認定こども園などの就学前の保育教育環境整備について伺います。

1点目として、就学前の保育教育の現況について伺います。幼稚園、保育園、認定こども園の定員数と在園児数、公立の幼稚園、保育園の建築年と現在の保育環境状況について伺います。

次に、前段でも申し上げましたが、学校施設協議会などの答申を踏まえて、小学校、中学校のように学校施設整備計画などが整備されますと、市の今後の方向性が見えてまいります。保育教育環境においてもこのような計画が必要ではないかと思えます。そして、市民の皆さんも将来において安心して子育てができる環境を認識されるのではないのでしょうか。

そこで2点目として、今後の保育教育環境の整備に有識者や現場の先生などからの意見や答申をいただく仕組みをつくり、就学前の保育教育環境の将来の整備計画を市民にお示しいただけないかについてご所見をお伺いいたします。

以上が第1の質問です。

第2の質問として、補助金支出団体に対する管理について質問をいたします。

今、地方議員の政務活動費の不正使用が問題になり、話題になっています。週刊誌やワイドショーなどでも取り上げられて、社会的に大きな批判となっています。テレビで一般の方のインタビューやコメンテーターの方が答えているのは、税金なのだから正しく使わなければいけないということでありました。当然であります。税金で行う事業や施策や補助金を使うものは、公開性、透明性、正当性が絶対的に確保をされなければいけません。その中での不正使用などは糾弾されて当然の結果です。

市民の皆さんにはご理解いただきたいのですが、常陸太田市議会の政務活動費で言えば、全国的に見て約40%しか進んでいない領収書の本文添付を全国的にもさきがけ的に取り組み、食糧費の使い方や印刷経費など、政務活動費使用の透明性、公開性は県内一番で、全国の市町村の中でも30番以内に入る透明性、公開性、正当性が確保されたものとなっています。これは、会派議員にはもちろん政務活動費使途基準指針が示されておりますが、事務局の皆さんがふだんから厳しくチェックし、事前に使える内容を会派議員と打ち合わせているからだと思えます。また、会派議員も不明な点や理解できないことは事務局に事前に聞くという対応があるのです。会派議員と事務局が例外扱いをしない必然的な基準を守る姿勢があるからだと思えます。

同じように、税金を使う各種団体への補助金や事業費補助の補助金も正しく使われなければな

りません。

そこで1点目として、市から補助金を支出している団体数と事業費補助を行っている事業数と金額をお伺いいたします。

2点目として、政務活動費の中でもお話をいたしました。領収書の本文添付などは義務づけた実績報告となっているのか、現状の補助金実績報告や管理はどのような仕組みで確認作業を行っているのかをお伺いいたします。

3点目として、議会の政務活動費などで使える公聴費などで使っております食糧費は、茶菓子代の300円程度でございます。これは社会通念上、許される範囲であるという認識でありますし、食事代、弁当代は認められておりません。補助金支出に当たって、食糧費等の使途や支出基準はあるのか、また事前に事業に使う支出金額の指導は徹底されているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

○滑川裕保健福祉部長 就学前の保育教育環境に係る2点のご質問にお答えいたします。

1点目の本市の就学前保育教育における現況でございますが、就学前の保育教育施設といたしましては、従来の幼稚園及び日中自宅で保育に欠ける児童を対象とする保育園、並びに幼稚園と保育園のそれぞれのよさを一体的に行う機能を有する認定こども園がございます。

初めに、幼稚園の現況でございますが、本市には太田進徳幼稚園を初め、7園が設置されており、いずれも公立となっております。それらの施設の建築年でございますが、幸久幼稚園が昭和57年築と最も古く、最も新しい施設としてはのぞみ幼稚園で、平成16年築となっております。

また、保育園及び認定こども園の現況といたしまして、公立保育園が5園、民間保育園が3園、認定こども園が1園で合計9園の設置がなされております。それらの施設に係る建築年でございますが、木崎保育園が昭和45年築と最も古く、最も新しい施設は、公立では当初保育園として建築し、移行がなされたさとみこども園が平成16年築となっております。民間では、太田さくら保育園が平成27年築となっている現況でございます。そして、ご質問にもございましたが、木崎保育園のように47年を経過している施設におきましても、この間の保育環境の著しい変化の内容につきましては十分に把握をし、その環境の整備に努めているところでございます。

次に、本年7月1日現在の入園状況でございますが、幼稚園関係が総定員数810名に対し、入園者の合計は291名であり、保育園及び認定こども園関係が総定員数775名に対し、定員の弾力化により入園者の合計は822名となっております。

また、それぞれの入園者の状況を4年前と比較してみますと、幼稚園入園者数につきましては、平成25年度において452名であったものが、平成29年度においては291名と161名の減となっております。その増を地区別に申し上げますと、太田地区が92名、金砂郷地区が42名、水府地区が14名、里美地区が13名、それぞれ減となっております。

また、保育園、認定こども園の入園者数につきましては、平成25年度において670名だったものが、平成29年度においては822名と、152名の増となっております。

その増減を地区別に申し上げますと、太田地区が141名の増、金砂郷地区が27名の増、水府地区が5名の減、里美地区が11名の減となっております。

この入園者のそれぞれの動向を見てみますと、就学前のお子さんを持つ保護者の方々においては、就労を希望する方々が増となり、勤務時間内の保育が可能となるよう、保育園等へ入園を希望する方が増加しているものと考えられること。また、地区別の傾向として、保育園へ入園者につきましては、太田及び金砂郷地区が増加し、幼稚園へ入園者が減少していることから、保育園への移行がこの2地区についてはかなり進んでいること、及び保護者の方々の職場の関係から、他地区より太田地区内の保育園へ入園者が増えてきているものと考えられること、そのような現況を踏まえ、公立関係といたしましては認定こども園化を進めるものであり、太田地区ののぞみ幼稚園について、認定こども園として平成30年4月開園を目指し、平成29年度において施設の整備を図るとともに、水府地区の公立幼稚園と保育園については、統合により平成30年度において認定こども園化を図り、当該年度は既存の水府保育園で保育を実施し、その間、平成31年4月の開園を目指し、新園舎の整備を進める計画としております。

また、民間事業者の動きといたしましては、平成29年度において家庭的保育事業所の設置に向けた動きがあるとともに、平成30及び31年度においては、既存の民間保育園において定員数の拡大が予定されております。これらの各種計画により、現在の総定員数775名に対し、122名の拡大となり、年々増加をする保育園へ入園希望者に対応した保育環境の整備が整うものと考えているところでございます。

続きまして、2点目の今後の保育教育環境の整理における有識者などからの意見や答申をいただく仕組み及び整備計画の提案の考え方についてのご質問にお答えいたします。

現在、整備を進める幼稚園及び保育園に係る各計画につきましては、常陸太田市第6次総合計画及び少子化・人口減少対策アクションプランにおいて、安心して子育てができる環境づくり、子育て家庭へのきめ細やかな支援として認定こども園の推進を掲げており、就学前児童の動向に見合った施設の整備に努めているところでございます。さきに答弁をいたしましたのぞみ幼稚園及び水府地区の幼稚園と保育園の統合による認定こども園化につきましては、教育委員会との連携により、施設整備の検討、幼稚園及び保育園の保護者への説明会の実施、並びに地区の町会長代表及び児童委員等を含めた設置等に係る調整会議の立ち上げにより、地域に根差した施設づくりに努めているところでございます。

なお、幼児期の教育や保育のあり方として、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供及び保育の量的拡大確保、並びに地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、常陸太田市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

その策定及び進捗状況管理の組織として、保育、保健、医療、福祉及びボランティア関係等のほか、市幼稚園長会、PTA連絡協議会、幼稚園PTA連絡協議会の各会長さんを含めた12名による常陸太田市子ども・子育て会議を設置しているところでございます。

今後の意見や答申及び整備計画提案の仕組みといたしましては、さきにご説明を申し上げますた会議の構成員及び事務局に教育委員会関係者等を加えながら組織の再検討を図り、教育委員会

と一体となった組織づくりを検討してまいりたいと考えております。また同時に、市民に対し、組織の中で協議がなされた整備計画案等について公表する仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 補助金支出団体に対する管理についての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の本市から補助金を支出している団体数と事業費補助等の金額につきましては、平成28年度決算で申し上げますと、まず団体運営費補助として28団体に対し、約1億1,900万円を支出しております。支出している団体でございますが、社会福祉協議会、シルバー人材センターといった公益性の高い団体への補助や老人クラブ連合会や文化団体連合会といった事業活動によって社会福祉や文化、芸術などの推進に寄与すると認められてるものに対し支出しております。

次に、事業費補助でございますが、158事業、約7億9,000万円を支出しており、全体では約9億9,000万円を支出しております。

2点目の補助金の実績報告や管理はどのような仕組みで行われているかにつきましては、基本的には各担当課におきまして補助金等交付に関する条例、補助金等交付に関する規則に基づき、補助団体からの実績報告書をもとに審査を行っているところでございます。

事業費補助につきましては、それぞれの補助要綱に定められた補助対象経費に基づいて支払われた内容が領収書等と一致しているかどうか精査をし、確認をしております。また、団体運営費補助につきましては、それぞれの団体に会計監査を行う監事が置かれており、団体の決算監査において収支決算の内容と帳簿及び証票書類を照合し、適正に処理されているかどうかを確認した後、各担当課において領収書が添付された実績報告書を受け取りまして、改めて収支内容を確認いたしておりますが、一部団体におきましては実績報告書での確認にとどまっている状況でございます。

財政課といたしましても、各担当課に対し、年度当初の予算執行に係る通知におきまして、各種補助金については交付した補助金が有効に活用され、適正な処理がなされてるかを精査するなど実態を把握し、一層の改善、合理化を進めることとしておることから、今後におきましても補助団体において補助金が適正に執行され、適切に会計処理が行われるよう、周知徹底をしてまいります。

また、団体を構成する単位団体への助成を行っているケースにつきましても、同様に、適正な執行が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の食料費等の支出基準等についてお答えをいたします。

事業費補助につきましては、それぞれの補助要綱において、補助対象費目が定められており、団体運営費補助につきましては、補助金等審議会等において当市の補助金等の交付基準を示しており、補助対象外経費といたしまして、公債費、慶弔費及び懇親会費、会議等に係る食糧費、会員への記念品代などを公金で賄うことがふさわしくない経費としており、原則、その中で運用さ

れておりますが、各担当課において認識の差があることも考えられますことから、改めて補助金等の交付基準につきまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

とりわけ補助団体の食糧費につきましては、事業実施に当たりまして、社会通念上必要な経費と認められる範囲において、それぞれの補助目的に沿って判断をされるべきものでございますが、具体的には会議等でお茶代、講師、来賓、事業協力者等への弁当代などに限られるものと考えております。

市の予算編成の積算単価におきましては、食事は1人当たり800円以内、お茶代は100円としておりますが、会議等は午後から開催し、お茶代等については控えるなど、経費の抑制に努めていることから、補助団体への食糧費につきましても適正な範囲で最小限にとどめるよう、各担当課より改めて指導してまいります。

また、これらの予算措置につきましては、補助事業や補助団体の性質、実情に鑑みまして判断をされますことから、それぞれの補助要綱、補助金等交付基準及び予算編成積算単価を基本としながら、補助金等審議会や予算編成の過程において適切に対処をしてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

第1の質問の就学前の保育教育環境については、現況に対する分析等も含め、詳細なご答弁をいただきありがとうございました。幼稚園の総定員数810名に対し、291名ということは、定員の約36%の入園者であり、保育園、認定こども園の総定員数775名に対して入園者822名ということは、定員の106%で推移している状況であるということや、地区別に格差があることなど、理解をできました。

そこで、この1点目の就学前の現況についての中では、一つだけ質問させていただきます。

木崎保育園のように40年近く経過した施設と現在の保育環境は随分違っているように思います。ご答弁にあったように、市も保育環境の著しい変化等の内容について、十分に把握しているとのことではありますが、その間の変化と把握している内容について、もう少し詳しいご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 再度のご質問の保育環境の著しい変化の認識についてお答えをいたします。

木崎保育園が建築された当時とは保育環境はかなり変わってきてるものと思われませんが、お預かりをする園児の年齢も2歳から5歳児までの年齢で、ほとんどが3歳以上の入園であり、お預かりする時間も現在より短い時間でした。しかしながら、この間の社会における核家族化の進展や共稼ぎ世帯の増加などにより、保育事業においても保護者の早期就労開始による0、1歳児保育などの低年齢児保育や保育時間の延長など、大きな変化があらわれてきているものと認識しております。

なお、本市におきましても、平成15年度より低年齢児保育を開始している状況でございます。

**○益子慎哉議長** 平山議員。

**○8番（平山晶邦議員）** 内容、わかりました。全国的に見ますと、リーマンショック以後、やはり非常に保育園に対する需要が多くなっているように思います。この常陸太田市においても、それ以降、5年前ぐらいからですか、非常に保育園に対する需要が多い状況にあるという認識を持っていらっしゃるということで理解をいたしました。

2点目の今後の保育教育環境の整備に、有識者などからの意見や答申をする仕組みと整備計画については、保健福祉部、教育委員会が一体となった組織づくりを進めたいとの前向きなご答弁がありました。確かに、教育委員会はこの施設整備計画の中で幼稚園、そしてまたこれは保育事業が子育て上手常陸太田、子ども・子育て支援事業計画において、これはソフトの内容ですね。ハードは入っておりませんから、このような状況であるということは認識をしております。

私は、就学前の保育教育環境は、幼稚園は教育委員会、保育園、認定こども園は保健福祉部が市では担当しています。また、国においては、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省、認定こども園は内閣府というように、行政の縦割りの中で分かれております。このような中で、市行政を進めることにおける難しさというものは承知をしております。

ご答弁にあったように、市においても教育委員会と保健福祉部の一体となった今後の組織が必要であると私は強く思っているものでございます。その点で言うと、教育委員会の教育長からその思いについてのご所見をお聞かせいただければと思います。

**○益子慎哉議長** 教育長。

**○中原一博教育長** 保育部門と教育部門とが一体となった組織に対する教育長としての考えでございます。平成28年7月に策定いたしました常陸太田市学校施設整備計画におきまして、中長期計画としております幼稚園につきましても、その後の就学前の子ども数、あるいは幼稚園に就園する園児数等の動向を検証しながら、適宜、計画の見直しを含め、慎重に進めていくこととしております。

先ほどの保健福祉部長からの答弁にありましたように、今後の幼児期の教育、あるいは保育のあり方についての意見、答申、及び整備計画の提案の仕組み等について、常陸太田市子ども・子育て会議の構成委員に教育委員会関係者も加わりながら、教育と保育が一体となった組織をつくり、就学前の教育と保育のあり方について検討していく必要があると考えております。

**○益子慎哉議長** 平山議員。

**○8番（平山晶邦議員）** ありがとうございます。ぜひよりよい計画が常陸太田の将来の子どもたちのためにも、よりよい計画ができますことを期待しております。ありがとうございました。

第2の補助金の支出及び管理の質問は、先ほどのご答弁で理解をいたしました。しかし、この質問については、一つの例を出して要望を申し上げておきたいと思っております。

これは、常陸太田市ではありませんが、近隣の市において、保健福祉の関係部門で健康づくりのために町内で歩く会やハイキング事業を行う、これに事業の2分の1の助成を行ったところ、例えば200万円かかる事業であれば100万円の補助金であり、残りの100万円が事業者負

担となるはずが、400万円の事業を行ったようにして200万円の補助金を手に入れ、参加者からの負担金を取らないような事業をしていたそうであります。合併した他の地区は、要綱に沿って参加費を取って、2分の1の補助を受けていたそうでありますが、一つの地区はそのようにやっていたと。何年か、補助金を市は出してしまったようです。4月に人事異動によって新しい課長が赴任して、その異常さに気づき、担当に尋ねたところ、担当は昨年もそうだったから認めた、その前年もそうだったという話であったそうです。もちろんその事実を知った市長からは、返金してもらい強い指示があったそうであります。常陸太田市ではそのようなことはないと思います。

このように、行政の職務は前年踏襲主義でありますから、案外見つからないような仕組みになっているように思いますので、ご答弁にあったような指導を担当課や職員も含め、もちろん補助金支出団体に対してもぜひともよろしくご指導賜ることをお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

まず、北朝鮮の問題を少しお話ししたいと思います。北朝鮮は、自制を求める国際社会を無視して弾道ミサイル発射、核実験を強行しました。世界平和と地域の安定を脅かし、国連の安保理決議などに違反する暴挙であり、どんな理由があっても絶対に許せません。国際社会が求める対話による解決に逆行し、国連で初めて核兵器禁止条約を採択した世界の流れに逆らう行為であり、日本共産党は厳しく糾弾いたします。アメリカと北朝鮮の間で軍事的緊張が強まり、誤算や偶発的な事態によって双方の当事者の意図に反して軍事衝突が起こる可能性も生まれています。この危機を打開するには、アメリカと北朝鮮の直接対話が不可欠です。北朝鮮はこれ以上の軍事挑発は中止せよ、アメリカ・北朝鮮両国は直接対話に踏み出せ、この呼びかけがいよいよ緊急切実となっております。

安倍首相ら政権幹部は、話し合いのための話し合いは無意味である、今は対話のときではないといった対話否定の発言を繰り返し、軍事的対応に終始しております。それでは国民の生命や安全、地域と世界の平和は守れません。最近ではスイスの大統領が対話の仲介を表明し、多くの国の首脳が対話を呼びかけています。

アメリカに対し、今こそ対話に踏み切るべきと説くことこそ、日本政府のやるべき仕事です。北朝鮮問題の対話による解決を求める世論を大きくしていきたいと思います。

最初に、防災対策について質問いたします。

台風や不安定な大気の影響などによる記録的豪雨が日本列島各地に被害をもたらしております。気象庁の観測統計によれば、非常に激しい雨とされる毎時50ミリ以上の雨の年間平均回数が41年前の1976年から85年の10年間より2007年から2016年の10年間のほうが3割以上も増えています。地球温暖化との関係が指摘されており、局地的な豪雨は全国どこでも起こり得る危険性を示しています。近年頻発する豪雨によって、毎年のように大きな被害と犠牲が

出る事実は深刻です。もはや想定外では済まされません。過去に例のない集中豪雨は、それまで長年かけて形成されてきた地形や地域の状況を一気に激変させます。従来の経験や発想にとらわれず、警報の出し方、避難の仕方、被災者支援など常に点検する、国、自治体の役割が重要となっています。自力避難が大変難しい高齢者の方、障害者、子ども、妊婦などへの対策も不可欠です。住民の要望をしっかりと受けとめ、地域ぐるみで迅速に対応できるきめ細かな防災の仕組みづくりが急がれます。

ちょうど2年前の2015年9月10日、関東東北の記録的豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心とする甚大な被害の教訓から、その年の12月議会で集中豪雨についての対策を取り上げました。今回7月に発生した九州北部豪雨に関して、洪水ハザードマップについて質問をいたします。

甚大な被害を受けた福岡県朝倉市は、行政と市民が協働して全17地区に市のハザードマップに市民の情報を入れた自主防災マップを2015年3月に完成させております。特徴的なのは、住民の意見によって高台にある民家を避難所に書き込み、今回、近隣住民が避難して無事だったそうです。しかし、豪雨は想定を超え、役に立ったとは言いがたく、マップの想定雨量が48時間で521ミリですが、24時間で516ミリと想定の倍近い雨が降っています。豪雨の規模が大きくなり、頻繁になっているので、対策の検証が必要になっていると、このようなことが流されております。

また、日田市においても2012年の豪雨では高齢者要援護のリストを用意していましたが、個々人の避難先を決めていなかったため避難に時間がかかることが問題になり、翌年13年に防災体制を含めて見直しました。そして、約60人の要援護者に対して、常時自宅にいる退職者や近隣で仕事をしている自営業者らの支援員の配置と避難方法の明確化、避難時間の短縮、安全性向上のため、避難先を1カ所から2カ所に、避難経路を明確にしたマップづくりなどを行って、今回は市が避難警告を出した30分後には要援護者の避難が完了したと報道されております。

そこで、本市の防災対策について3点伺います。

1点目、ハザードマップの見直しなどについて伺います。国・県による浸水想定区域の見直しに伴って、洪水ハザードマップ作成事業が進められております。そのため、今年度の当初予算で1,876万8,000円が計上されております。この事業の見直しについて伺います。

2点目は、防災訓練についてです。高齢者や子ども、障害のある方など、誰もが安全に避難するために、一人ひとりの避難方法を明確にして、実際に防災訓練を行う必要があると思います。どのような内容で進めているのか伺います。

3点目、住民を受け入れる容量があるのか、避難する距離と経路は適切か、安全性は大丈夫かなど、避難所の確保と安全対策について伺います。

2番目に、国民健康保険制度について、1、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。高過ぎて払い切れない国民健康保険税が問題となっている中、来年7月から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移行します。この国保の都道府県化によって、本市の国保税がどう

変わるのか、値上げになるのだろうかと不安は大きいものがあります。そこで3点伺います。

1点目は、進捗状況についてです。6月議会の私の質問に対してこのように答弁されております。7月下旬に各市町村の納付金に係る算定方法、10月下旬には仮の標準保険料率、11月下旬には仮の不納付金額が示されることになっており、これを受け、各市町村では平成30年度に向け、保険料率の決定及び予算の編成を実行する、平成30年度の県への納付金額の確定及び標準保険料率の公表は30年の1月中旬になる予定と、このような説明がありましたけれども、6月議会後の進捗状況について伺います。

2点目は、国民健康保険税額の試算結果と対応についてです。算定方式は、市町村ごとの医療及び所得の水準を考慮した基本的な算定になったと承知しております。県への納付は100%納付が義務づけられております。県が決定する納付金を全額保険料で徴収できない場合にはどうされるのか伺います。

県の第2回の試算結果で、納付金資産額が増える市町村が29自治体、1人当たりの保険税増加額の平均が8,067円となっております。7月29日だと思いますけれども、第3回の試算結果も公表されたようですが、本市の国保税額は幾らになるのか、試算結果と対応について伺います。

3点目は、一般会計からの繰り入れの継続、基金の活用で、国民健康保険税の引き下げを行うことについて伺います。6月の答弁では、まだ県より具体的かつ正確な数字が示されていないこと、法定外繰り入れについては実質的にどこが出すべきか決定しない状況とのことでした。

昨年4月17日の衆議院厚生労働委員会で、日本共産党議員の質問に対して厚生労働省は、一般会計からの繰り入れにはそれぞれの自治体で判断をいただく、これを制度によって禁止するというようなことは考えていないと答弁しております。また、今年の7月に日本共産党の茨城県議団が主催となりまして、県の国民保険室長らにご出席いただきまして行った勉強会において、この問題に関しての質問に対しては、国民健康保険室長は決算補填等を目的とした一般会計繰り入れについては、国保特別会計の収支均衡の観点から、計画的段階的な解消を図ることが求められるが、繰り入れを禁止するものではなく、これまでどおり市町村の判断によるものと考え、このように説明をいたしました。市民の健康と暮らしを守るため、一般会計からの繰り入れの継続と支払い準備基金の活用で国民健康保険税の引き下げを行うことを求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

3番目に介護保険について質問します。

1、第7期介護保険事業計画について伺います。2018年度は、介護報酬、診療報酬の同時改定のほか、地域医療構想を初めとする医療、介護計画、国保財政運営の都道府県単位化、「改正介護保険法」など一斉にスタートする年です。第7期介護保険事業計画の策定、介護保険料見直しの作業も本格化していると思います。第7期計画には、医療計画との整合性の確保、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化の推進などが新たに加わります。介護保険料見直し作業の中で、第7期においても支払い準備基金を有効活用して、負担軽減を図ってほしいと思います。

現在、決算書で見ますと5億160万、29年度の見通し額をプラスすると幾らになるのか、この点も伺いたいと思いますけれども、そういった基金の有効活用で介護保険料の見通しについて伺いたいと思います。

2点目は、認知症介護支援の取り組みについて、3点伺いたいと思います。

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る病気です。2025年には認知症患者が750万人に、軽度認知障害の初期対応の人を加えると、優に1,000万人を超えと言われております。軽度認知障害は、放置すると5年以内に半数が認知症に移行すると言われております。介護家族の現状は、ひとり暮らしや高齢夫婦の二人暮らしが増加しており、男性介護者は3割を超えております。高齢夫婦の一方が認知症になり、介護心中、介護殺人など、痛ましい事件も増加傾向にあると報告をされております。

国は、2012年に認知症施策5カ年計画、オレンジプランを策定し、取り組みを推進してきました。しかし、現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症介護の現場は家族任せの状態がまだ改善されておられません。認知症の早期発見、診断、初期の相談と家族への支援や医療、保健、福祉の連携体制の構築によって、最後まで切れ目なく治療と支援を行うこと、そして何より本人と家族が地域でその人らしく暮らし続けることのできる環境づくりが求められておりますが、その実現には課題が山積しております。

そこで、3点伺います。

1点目、相談窓口での対応についてです。国は、法改定で明らかに要介護認定が必要な場合以外は、要介護認定を省略して基本チェックリストで対応をすることとしております。この基本チェックリストのみでは認知症の早期発見につながりません。現在、本市では基本チェックリストでの対応はしておられません。申請者の相談窓口での今後の対応について伺いたいと思います。

2点目、要支援1、2の人への介護サービス、量と質の確保について伺います。認知症を重度化させないためには、初期の段階こそ専門職によるケアを受けることが重要です。また、要支援者の実態、例えば心身の状況、日常生活の自立度、世帯状況、サービス内容、サービス効果、これらを十分把握して提供されるサービスは、現行基準を緩和せず、質を担保し、新総合事業の中で利用者の希望に基づき、従来と同じサービスが継続して利用できるように保障すべきだと思います。量と質が確保されているのか、現在のサービスの取り組みについて伺います。

3点目に、認知症の本人や家族にとって介護以上につらいのが、認知症への差別と偏見だと思います。認知症への正しい理解を広める啓発運動を位置づけ、誰もがお互いさまと言える環境づくりこそ大切です。社会福祉協議会への委託事業として、認知症サポート養成講座が本市でも行われておりますけれども、認知症に対する正しい理解を広める啓発活動について伺いたいと思います。

4番目に、要介護慰労金について。

1、要介護慰労金の増額と支給対象の拡大について伺います。この条例では、在宅の重度な要介護高齢者を介護している者に対し、介護慰労金を支給することにより介護者の労をねぎらうとともに、高齢者にとって好ましい社会環境づくりを促進し、もって市民福祉の向上に寄与するこ

とを目的としていますとあります。現在、在宅の重度要介護高齢者を常時介護している介護者に対して、要介護4または5の高齢者を介護している方へは月額7,000円、要介護3の高齢者を介護している方へは月額5,000円の慰労金を支給しております。こうした介護慰労金の支給は介護者を大変励ましております。

2000年に介護保険制度が創設され、同時に市の独自事業による在宅重度要介護慰労金支給が行われて17年たっております。重度の寝たきりの親のおむつを交換したり、床ずれを防ぐために体の向きを変えたり、家族の介護負担は大変なものがあります。介護者の労をねぎらい、市民福祉の向上に寄与することを目的として支給される慰労金の支給額の増額を求めたいと思います。

また、要介護1,2の場合でも、食事や入浴、排泄など、身の回りの介助、介護度が重くならないように頑張っておられます。在宅で介護を続けるということは、介護度に違いはあっても大変なことです。在宅重度要介護慰労金の増額と支給対象を要介護1と2まで拡大することについて求めますが、ご見解を伺います。

5番目に奨学金制度について、市独自の給付型奨学金制度の創設について質問します。

日本の高等教育は、高学費の上に奨学金も貸与、ローンの制度があるだけで、学生、保護者に多額の負担を強いています。この20年間に、奨学金は貸与額で約5倍、貸与人員は約4倍に急速に拡大し、今や学生の2人に1人は奨学金を借りています。

一方で、中間層の所得が減少し、貧困層が拡大して、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会に変わってしまいました。卒業後の雇用、収入が不安定で、返還できない学生も増加し、社会問題にもなっております。先の通常国会で新たに給付型奨学金制度が導入され、今年4月から先行実施されております。私立大学、自宅外から通学する学生に月額4万円、こういう制度ですが、これが始まって、来年4月の新入生から本格実施、月額3万から4万円、約2万人、このように予定されております。

切実な要望を受けた給付型奨学金ですが、安倍政権は十分な予算措置をせず、対象者をごく一部に限った制度設計でスタートさせております。家計の基準のみならず、成績基準を設けてハードルを上げ、学生に出身高校から人物、健康面での認定証を取り寄せるよう求めるなど、国民の期待に応えるものとなっております。最大の問題は、支給対象が余りにも少ないことで、学生55人に1人となっております。

2018年度の国の予算概算要求では、軍事予算の大幅増により、史上最大の軍拡のしようとしております。ミサイル防衛経費だけでも1,791億円が計上され、この金額を月額3万円の給付型奨学金に回した場合、約50万人の学生に支給することができます。軍拡予算を減らし、奨学金制度に転換することが急務です。

茨城県はやっていないんですけれども、よその都道府県では行っておりますが、奨学金を活用して大学生の地方定着を促進する地方創生奨学金返還支援制度を設けることも県に対して求めていくこと、そして、市独自の給付型奨学金制度の導入を求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

最後に、水府地区の小中学校の統合について、学校の形態について伺いたいと思います。

水府地区小学校の統合及び中学校との小中一貫教育に係る基本計画が2017年1月に策定されました。基本計画では、統合形式は施設一体型小中一貫校で、水府小学校と山田小学校を統合して、水府中学校を含めた小中一貫教育を推進するとしております。

今年1月18日に開催されております第2回常陸太田市総合教育会議において、次のような発言がありました。施設一体型小中一貫校になっているが、義務教育学校も視野に入れて検討していくと。教職員の定数上問題において、義務教育学校のほうがプラスだと、このような発言です。国会では「改正学校教育法」が成立して、2016年度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりました。義務教育学校について、小中一貫校の実態について国として調査したものがほとんどなく、教育的効果や問題点が検証されていない、また、学校統廃合をさらに加速させる手段となる、その他に小学校段階から複数の学校制度、教育課程が設けられ、教育の機会均等が崩されるなど、こうした問題があると見識者や現場からの声が出ております。

小中一貫教育の成果として挙げられているいじめの減少や学力向上などのデータは、他の要因で容易に変化するもので、成果とは言えず、小学校高学年での主体性の成長が損なわれるなどの弊害があるといった問題も指摘されております。

水府地区の小中学校の統合について、基本計画では、統合方式は施設一体型小中一貫校で、義務教育学校も視野に入れて検討していくとありますけれども、検討された内容及び決定した学校の形態について、改めて伺いたいと思います。

2点目は、施設や通学路の安全確保等の教育環境の改善についてです。基本計画でも課題として、新校舎竣工までの間の施設環境の整備、通学路の変更に伴う安全対策の確保の2点が挙げられております。今議会の一般会計補正予算で土木費、道路維持費2,500万円、内訳が測量調査委託料500万円、道路維持補修工事費2,000万円が計上されております。議案説明では、道路の拡幅、のり面の整備、木の伐採などの工事であるということがその説明でわかりました。

道路整備については、中学校の入り口から正門まで600メートルあると聞いております。そのうちの2カ所、カーブのところ、78メートルを30センチメートル拡幅工事だということですので、今後、新校舎の建設が始まれば、工事用の大型車の出入りも頻繁になります。これらの工事は来年4月開校の小中学生の通学路の安全確保の工事なのか、安全確保についてさらなる検討を続けていくのか、この点について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 ハザードマップについての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、ハザードマップの見直しについてでございますが、土砂災害危険区域として急傾斜崩壊箇所、また土石流箇所などを示した土砂災害ハザードマップにつきましては、当初の作成は平成19年度から開始し、平成23年度に市内全域において完成をいたしております。

その後、さらに土砂災害危険箇所を新たに追加する見直しを平成26年度から開始いたしまし

て、昨年度までに市内全地域において完成配布をいたしております。

浸水想定範囲や浸水の深さを示した洪水ハザードマップにつきましては、久慈川等の国管理河川につきましては平成19年度に、また、浅川等の県管理河川につきましては平成22年度に策定を完了しておりますが、このたび、国管理河川及び県管理河川ともに、洪水浸水区域を想定するための前提となります降雨の条件を大幅に引き上げて計算をされました想定最大規模の浸水想定区域が公表されたため、本年度の事業といたしまして、洪水ハザードマップの改定に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

地区ごと、また町会ごとに毎年または各年ごとに実施をされております。昨年度は43町会において実施をされています。近年は、より実践的な訓練として取り入れております地元自主防災会と実際の避難所となる小中学校等の先生方、また行政の三者合同によります避難所開設運営訓練等においてもハザードマップを活用し、災害想定を念頭に実施しておるところでございます。

次に、3点目の避難所の確保と安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

小中学校の統廃合等により、従来、避難所として指定しておりました施設が利用できなくなる場合や、新たな最大規模の浸水想定により浸水の危険が発生する避難所なども想定をされております。小中学校の統廃合の対策といたしましては、河内小学校の例を申し上げますと、廃校後に売却先の社会福祉法人と、引き続き地元町会が体育館を避難所として協力をいただける旨の文書を取り交わしております。今後も河内小学校の例を可能な限り他の例にも適用をしてみたいと考えております。

また、浸水の危険のある避難所の安全確保でございますが、従来より避難所が浸水想定区域内にある幸久地区の避難所を高台の佐竹地区に指定をしておりますのと同様に、早目に避難を開始することを前提に、地区外への避難も設定をしてみたいと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の大きく3つのご質問にお答えいたします。

まず初めに、国民健康保険制度についてのご質問でございますが、都道府県単位化における進捗状況といたしましては、茨城県より7月31日付で平成30年度からの国民健康保険の運営にかかわる統一的な方針として、茨城県国民健康保険運営方針が示されたところでございます。その方針においては、一般会計からの繰り入れによる赤字補填に関する考え方等が示され、それとあわせまして、市町村標準保険料率の算定方法を従来から方法が示されていた医療費水準と所得水準を考慮した基本的な算定方法の決定が正式に示され、その後、8月29日付をもって県より3回目となる仮の保険料率等の試算結果が示されたところでございます。

各市町村につきましては、今後、この仮の試算結果に基づき、財政運営の責任主体である茨城県へ国保事業費納付金の納めるために必要とする国保税額の仮試算を行うこととなります。

また、ご質問の国保税額の試算結果と対応でございますが、今回県より示された納付金等の試算結果につきましては、追加交付として国より交付される普通及び特別調整交付金及び暫定措置

等々、1,200億円をほぼ反映させたものとなっておりますが、その額の正式な決定については30年1月ごろとなるスケジュールが県より示されております。

なお、先ほどもお答えいたしました、今回の提示が8月29日付であり、今後、本市においても県内の各市町村と同様に現時点での試算を行っていくこととなりますことから、試算結果をご説明申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、一般会計からの繰り入れの継続と基金活用による国保税の引き下げにかかわるご質問にお答えいたします。

先ほどご説明申し上げました、県より示された茨城県国民健康保険運営方針においては、将来において、国保運営の赤字補填としての一般会計からの繰り入れについては解消すべきとされております。つきましては、法定外の繰り入れ及び基金活用による国保税の引き下げについては、現在、実施する考え方はございません。

続きまして、大きなご質問の2つ目、介護保険における第7期介護保険事業計画に係る介護保険料の見通しといたしましては、本年度は3年を1期とする介護保険事業計画の最終年に当たするため、策定委員会を設置し、第7期事業計画の策定に着手したところでございます。この策定委員会につきましては、介護保険事業全体にかかわるご審議をいただくこととなりますが、現在は基本理念や重点目標などの大きな柱の部分の審議をいただいている段階でございます。

介護保険料の見通しでございますが、この保険料につきましては、算出の前段として、必要とする各介護サービスの供給量を見込み、それに基づく全体給付額の算出が必要となってまいります。その算出が事業計画の根幹を成し、最も重要な作業でございます。つきましては、現在その給付料の算出段階であるため、介護保険料に係る具体的な説明を申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

しかしながら、今般の高齢化の進展により負担をいただく介護保険料の上昇は、制度を維持するためには避けがたい状況にあるものと考えております。この介護保険料の大幅な引き上げは、高齢者の方々の生活に大きな影響を及ぼしかねないことから、前期計画と同様に、国による軽減措置や支払い準備基金の活用を図るとともに、本年度から保健福祉部全体として取り組む健康寿命の施策を介護予防事業の計画にも積極的に取り入れるなど、介護保険料の急激な上昇を抑制していく必要があるものと考えております。

2点目の認知症介護支援の取り組みにおける相談窓口の対応でございますが、認知症にかかわる窓口での対応は、ご本人よりもご家族からの相談が多く寄せられている現状でございます。対象者の状況に応じ、窓口において要介護認定申請を行っていただくとともに、徘徊など早急な対応を要する場合には、介護保険制度外の支援サービスでの対応や高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの連携により、適切なサービスにつながるよう努めているところでございます。

また、認知症の重症化を防ぐためには、早期発見、早期診断が重要であることから、本市におきましては相談に対し、医療や介護の専門職と認知症の専門医が連携を図り、初期の支援を包括的または集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に平成30年度から

配置し、自立支援のサポートを実施してまいりたいと考えております。

次に、要支援1または2の方への介護サービスといたしましては、まず要支援の方につきましては、状態の悪化を防ぐためのサービス提供が重要であるものと考えております。つきましては、住宅改修など、ご自宅での生活を支援するためのサービスと施設におけるデイサービスなどを組み合わせるにより、心身及び認知機能の向上を図るとともに、認知症の予防につながるものと考えております。

本市におきましても、本年4月から介護予防日常生活支援総合事業を開始し、サービスを利用される方の選択肢が広がるものとして、従来と同等の現行相当サービスに加え、介護事業所による基準を緩和したサービスを実施しております。これにより、要支援の方々へのサービスにつきましては、量及び質において一定の確保がなされつつあるものと考えております。今後は、必要とするサービスのさらなる選択肢を増やすことが可能となるよう、グループ等によるスクエアステップなど介護予防事業の充実に努め、地域の中で豊かな生活を送る社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、認知症に対する正しい理解を進める啓発活動といたしましては、認知症については早期の対応により、その症状の軽減や進行をおくらせることができると言われております。ご自身のみならず、ご家族はもちろんのこと、多くの方々に認知症を正しく知っていただくことが大変重要であるものと認識をしております。

平成27年1月に国が策定した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいては、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進を主要施策の1つとして掲げるとともに、茨城県においても9月を認知症を知る月間として、認知症に対する正しい理解の普及を図っているところでございます。

本市におきましては、国、県の取り組みに合わせ、市広報紙への掲載のほか、医療及び介護関係の従事者に対し、在宅医療介護連携推進事業において認知症に関する研修会を開催するとともに、市民の方々に対しては社会福祉協議会の委託により認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識や状況に応じた対応等を学ぶ場を提供しているところでございます。

今後につきましても、県及び関係機関等との連携を密にするとともに、市のホームページの活用など、さらなる啓発の拡充に努めてまいります。

続きまして、大きなご質問の3点目、要介護慰労金に係る在宅重度要介護慰労金の拡充に係る慰労金の増額と支給対象者の拡大でございますが、要介護慰労金につきましては、介護保険制度において要介護3以上と認定された高齢者の方々と同居し、ご自宅においてその介護に当たっているご家族の労をねぎらうことを目的とし、要介護3の方を介護する方には月額5,000円、要介護4、5の方を介護する方には月額7,000円を市の独自事業として支給ものでございます。

まず、ご質問の額の増額でございますが、在宅において介護をなされている方々においては、終日の介護により心身ともにご苦勞なされていることは認識しているところでございます。このご苦勞を少しでも軽減する対策として、介護をなされる方々に対し、介護から一時的に開放し、心身の元氣回復を図ることを目的とし、市社会福祉協議会の委託により在宅介護者リフレッシュ

事業を実施しております。現時点における考え方といたしましては、要介護慰労金の額の増額を行うのではなく、さきの事業などにより介護をなさる方にリフレッシュの時間を送っていただき、元気回復が図れることが重要であり、そのような事業の充実に努める必要があるものと考えております。

次に、支給対象者の拡大につきましては、現金の支給を行うのではなく、介護を必要とする方へは介護度が進まないよう、介護保険事業における在宅サービスとして、訪問介護、訪問リハビリ、通所介護、ショートステイなどを総合的にご利用いただくとともに、介護なされている方については、重度の方を介護する方と同様に、在宅介護者リフレッシュ事業へのご参加をいただき、心身のリフレッシュ図っていただくことが大切であるものと考えております。つきましては、今後、介護をなされている方のご意見等を参考とし、リフレッシュにつながる事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 給付型奨学金制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が行っている奨学金制度につきましては、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対し、教育を受ける機会均等等を図るとともに、有為な人材の育成を図るため、奨学資金を貸与型で実施しているものと、もう一つ、平成28年度から人口減少定住促進対策の一環として創設した制度で、本市の奨学資金を受けて大学等に進学し、卒業後、本市に居住、就職をされる方を対象に、奨学資金の返還金の全額または一部を助成する奨学資金の返還金助成型、以上の2つの奨学金制度がございます。これらはそれぞれの制度の趣旨が異なるものでありますが、いずれにいたしましても、本市における奨学金制度につきましては、優秀な生徒や学生たちが卒業後に職を得て、社会貢献を果たしながら、自分で借りた奨学金を責任を持って返還していくものであるとの考えに立っております。

一方で、文部科学省においては、一億総活躍社会の実現に向けた重要政策を踏まえ、平成28年12月、奨学資金に対する制度設計の1つに給付型奨学金制度の創設について議論が進められ、先ほど議員のご発言にありましており、平成29年度においては、私立大学進学者で自宅外から通学している進学者などに対し一部先行して実施をしており、平成30年度進学者から本格実施される状況となっております。その創設の趣旨といたしましては、経済的な事情により大学等への進学を断念せざるを得ない者に対し、進学を後押しする制度でございます。その給付額や対象人数等につきましては十分な規模を確保していくこととしております。また、高校生を中心に、寄附を活用して市町村独自の制度を創設しているところもあり、最近では大学生を対象に給付しているところもございます。

議員ご質問にありまして、市独自の給付型奨学金制度につきましては、国や県が行う制度等を鑑みるとともに、現在、市が行っている奨学金制度の有利性等について検証しながら、市独自の奨学金制度の継続的な財源の確保や事務手続等の方法、該当者数の把握などを踏まえ、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、水府地区の小中学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校の形態についてでございますが、平成30年4月、統合により新しく開校する水府小学校につきましては、学校の位置を現在の水府中学校とし、9年間を見通した子どもたちの育ちを踏まえ、それに合った教育課程を編成し、小中学校の教員が協力し合って系統的な教育を目指す施設一体型の小中一貫教育を推進するものでございます。

学校の形態でございますが、平成27年6月、「学校教育法」一部改正により新しく規定された小学校と中学校の区切りがなく、9年間の一貫教育を行う義務教育学校とは異なりまして、組織上は独立した小学校、中学校となり、それぞれに教職員が配置されるものでございます。

本市の場合、平成26年4月、小里小学校と賀美小学校の統合により、新しく里美小学校が開校し、里美中学校との施設一体型小中一貫教育を推進してきた実績がございますが、水府地区小中中学で行う小中一貫教育につきましても、里美小中学校同様、校長を初め、教職員の小学校、中学校の兼務発令により、中学校教諭の専門性を活かした専科指導や、小学校の教諭と中学校の教諭が一緒になって指導するチームティーチングによる事業などを取り入れることにより、基礎、基本の定着や応用力の育成など、学力向上の支援、そして9年間を踏まえた心の育ちへの支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、施設や通学路の安全確保等についてのご質問にお答えいたします。

新たな水府小学校の開校に伴う通学路の安全確保につきましては、現在進めております統合調整会議や保護者説明会、アンケート調査等により、さまざまな意見や要望をいただいているところであります。

基本的には、保護者の皆様には、児童生徒の通学に関しては地域の公共交通利用することを基本とする旨、説明をしており、新たに開校する水府小学校の校門付近まで路線バスを延伸させることで進めております。その際、児童生徒の安全を確保するため、現在の水府中学校入り口バス停から学校正門までの道路につきましては、バス専用時間帯を設ける交通規制を実施することとし、現在、保護者や地域住民の方への説明を進めており、おおむねの了解を得ているところでございます。あわせて、地域子ども安全ボランティア会員の増員を図り、登下校時の立哨指導や見守り活動を充実させまして、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

さらには、当面の安全対策といたしまして、児童生徒が少しでも歩きやすいように道路の路肩拡幅等を行うこととしております。この路肩拡幅等の工事スケジュールにつきましては、現在、細部にわたり関係部署との調整を進めているところでありますが、平成30年4月の水府小学校開校に合わせまして、本年度内に進め、開校に当たって児童生徒が安全に通学できるよう努めてまいります。

今後につきましては、来年度開校をした上で、通学の状況等をしっかり踏まえながら、さらに検討を重ねてまいりたいと思っております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 2回目の質問を行います。

最初の防災対策についてですけれども、国、県による浸水想定区域の拡大ということで、今年度から洪水ハザードマップの策定年に入っておりますけれども、私はそういう中で、先ほど福岡県朝倉市、それから日田市について、非常に生きた防災対策をしているというお話で、その内容については繰り返しませんけれども、やはり生きたハザードマップの策定について努めていただきたいと。九州北部豪雨では大量の流木が流れてきて、それで被害が拡大したということで山の管理が問われているわけですが、やはり山の管理、河川管理、安全な避難計画を総合的に見ていくことが必要だと思います。そういう点について、今後の取り組みについて伺えればと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 今後の取り組みについてということでお答えをいたします。

ハザードマップ作成についての今後の取り組みについてと推察しながら答弁させていただきます。ハザードマップは、当然、国、県の浸水想定地域に基づいて策定をされますが、策定をしただけでは当然何も終わりません。先ほど答弁をさせていただいたように、地域には自主防災組織が組織されております。自主防災組織、また住民の方、行政の方、これが一緒になって、今は避難所の開設訓練、また避難の訓練も新たに行っております。そのように地域が一緒になってハザードマップをすぐに使って、先々を見越した訓練をハザードマップを作成しながら行っていくのが大切だと考えております。

また、深谷渉議員の一般質問の中でもお答えをしておりますが、タイムラインという考え方もございます。ハザードマップの作成をする中で、やはりタイムラインという考え方も入れながら作成をしていきたいと考えております。

以上です。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 住民の声をよく聞いて、生かしてほしいと思います。

国民健康保険都道府県単位化についてですけれども、これについては納付金について試算されていけば、もろもろのいろんな金額にこういうものが入るのかとか、これは入れないとかありますけれども、実際に試算してみてどのぐらいになっているのか伺いたいと思います。そういう中で、第2回の審査で、茨城県が29自治体納付金資産額の中で増えますよと報告されておりますけれども、この増える29自治体の中に常陸太田市が入っているのか入っていないのか、伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 お答えいたします。

2番目の質問ですけれども、増える自治体に常陸太田市は入っております。

1番目の質問でございますけれども、試算税の算出についてはまだ行っておりませんが、今回県より示された料金等の試算結果によりますと、県へ納付金を納めるための必要な額等については、全体額として13億7,900万円となっておりますので、今年度の税額と比較いたしますと、3億円程度上回ることとなります。そういったものを踏まえまして、今後、交付税の引き

上げ、または基金の取り崩し及び一般会計の繰り入れなどを総合的に検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。介護保険制度の第7次事業計画ですが、先ほど保険料については基金を活用していくと。保険料に充てるということを第6次事業計画の中でも十分支払い準備基金を活用されておりますが、そういう方向でぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がありませんので、給付金についても、今は市町村でも給付型を検討されているところも多いです。じょうづるさん奨学金などもやられておりますけれども、先ほど教育長は、趣旨は違ふけれどもこういうこともやっていますよということでした。やはり学びたいという方に対する給付型の奨学金制度をぜひ創設して行ってほしいので、前向きな検討を今後お願ひしたいと思ひます。

そして、時間がある限りお話ししたいんですが、水府の小中一貫校は、今回、現在地に建てること決まりました。あの学校を卒業した人たち、地域の方たちのいろいろな思いもあるのかもしれませんが、今は通学路の安全とか社会状況も変わっております。その中には給食の配送車が通ったり、PTAの集まりとか運動会、イベント、いろいろ学校に集まる機会は多いわけです。そういう中で、できたら里美小中一貫校のように県道に面したところであれば、やっぱり学校というのは、文化、教育の拠点ですから、水府でもそういうところであれば、もっと周辺の地域が活性化していったのではないかという思いを今でも抱えているわけです。

何はともあれ、今、実施設計に入っているようですけれども、まず子どもたちの通学路の安全にはさらなる検討をして行っていただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

---

○益子慎哉議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

次回はあす、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分散会